

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

平成二十九年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
老人ホーム	リブルマンション湯来	広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地	平成29年10月4日
病院	こぶしの里病院	庄原市東城町川東152番地4	平成29年10月4日